

宮代町国民健康保険条例の一部改正について

1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、宮代町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2. 条例の概要

「国民健康保険法」の一部改正に伴い、令和6年12月2日から「被保険者証」が廃止されることから、以後、マイナンバーカードにより被保険者資格の確認を行う、いわゆるマイナ保険証での資格確認が基本となります。

マイナ保険証をお持ちでない方などに対しては、新たに「資格確認書」を交付するとともに、被保険者証の廃止に伴い、長期にわたり保険税を滞納している方を対象に交付する「資格証明書」についても合わせて廃止されることによる改正です。 【第11条】

3. 条例の施行日

令和6年12月2日

4. 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第11条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 _____ _____ においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第11条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| 国民健康保険法第9条 (旧) | 第1項 取得及び喪失、その他の必要事項の届出 |
| | 第3項 滞納者に対する「被保険者証」の返還請求 |
| | 第4項 厚生労働省令で定める期間が経過しない場合の「被保険者証」の返還請求 |
| | 第9項 資格喪失時の「被保険者証」「被保険者証資格証明書」の返還 |



- | | |
|----------------|------------------------|
| 国民健康保険法第9条 (新) | 第1項 取得及び喪失、その他の必要事項の届出 |
| | 第5項 資格喪失時の届出 |